

小監公告第13号
令和5年9月27日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 小峰儀則

小山市監査委員 池村好道

小山市監査委員 植村一

記

1. 監査対象

施設名： 小山市勤労者総合福祉センター
指定管理者： 一般財団法人
小山市勤労者共済サービスセンター
所管課： 産業観光部 工業振興課

2. 監査期日

令和5年8月29日

3. 監査の主眼点

財務に関する事務の効果と適法性について、あらかじめ提出を求めた資料及び関係帳簿、証ひょう類の書類等を審査するとともに、関係職員から説明を聴取した。また、監査委員による実地監査として、事務の執行状況、経理事務の自己点検及び小山市勤労者総合福祉センターの管理状況などについて状況確認を行った。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。